

## 第7期 第7回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成25年10月28日（月） 午前10時～午後0時5分 本庁舎5階 庁議室
出席者	出席委員 15名 山谷委員、庄司委員、杉山委員、市村委員、岩橋委員、大澤委員 鈴木委員、武川委員、横谷委員、高橋委員、竹石委員、市川委員 武田委員、五十嵐委員、増嶋委員 区側出席 6名 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長 練馬清掃事務所長、石神井清掃事務所長

### 【次第】

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 平成24年度の練馬区リサイクル推進計画の進捗状況および一般廃棄物処理事業の評価について(報告)
  - (2) 区政モニターアンケート報告書「清掃・リサイクル事業について」
  - (3) 更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みについて
- 3 その他
- 4 閉会

### 議 事 内 容

会長

それでは、定刻になりましたので、第7回練馬区循環型社会推進会議を開催したいと思います。事務局から本日の出席状況につきまして、お願いいたします。

清掃リサイクル課長

事務局でございます。おはようございます。

本日、欠席の委員のご連絡はございません。委員から遅参するという旨のご連絡を頂戴してございます。

定足数には達してございますので、成立いたします。

会長

初めに、第6回会議の発言要旨について、2名の委員から訂正の申し出がありました。訂正したものはお送りしてありますけれども、いかがでしょうか。ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

会長

ありがとうございます。

この発言要旨につきましては、ホームページに掲載されます。

議題の前に、事務局から訂正の報告があります。

清掃リサイクル課長

事務局でございます。

先日、皆様にお送りいたしました次第に、一部、訂正がございましたので、差しかえをお願いいたします。

また、資料3につきましては、本日、机上に配付してございますので、ご確認いただければと思い

ます。よろしくお願ひいたします。

#### 会長

第7期の本会議ですけれども、区長から、更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みについて、諮問を受けております。会議のスケジュールとしますと、あと2回。次回の12月と来年の3月になりますけれども、この3月の会議では答申素案をまとめたいと考えております。

議題は3件ありますけれども、議題3に向けまして、今までの審議と資料を踏まえて、答申(案)に向けて具体的なご意見をいただくという時間を多くとりたいと考えております。

では、議題1の審議に入りたいと思います。事務局から資料1の説明をお願いいたします。

#### 清掃リサイクル課長

それでは、皆様、お手元の資料1をお願いいたします。平成24年度の練馬区リサイクル推進計画の進捗状況および一般廃棄物処理事業の評価についてでございます。

「練馬区リサイクル推進計画」は、練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画、計画期間が平成23年度から平成32年度までの10年間で、平成23年3月に改定したものでございます。以下、「一廃計画」と申し上げます。その目標達成に向けた行動計画として位置づけ、毎年度の進捗状況を点検することとしてございます。

「一般廃棄物処理事業」は、一廃計画において、リサイクル推進計画の内容をもとに基本指標、モニター指標および取り組み指標により評価を行い、評価結果を次年度の一般廃棄物処理実施計画に反映することとしてございます。

このたび、平成24年度のリサイクル推進計画の進捗状況および一般廃棄物処理事業の評価がまとまりましたので、以下のとおり報告するものでございます。

1、リサイクル推進計画の進捗状況(取り組み指標)でございます。

区分1、重点的取り組み項目です。取り組み項目数は、5項目でございます。「新規実施」が1項目、「継続実施」が4項目、「未達成」「未実施」「評価対象外」はゼロでございました。「新規実施」と「継続実施」を合わせて、実施しているものは5項目となっております。

継続する取り組み項目は、全体として36項目でございます。「継続実施」が31項目、「未達成」が3項目、「評価対象外」が2項目でございます。「未達成」「評価対象外」につきましては、後ほどご説明させていただきたいと存じます。

全体といたしまして、取り組み項目数が41項目、「新規実施」「継続実施」が36項目で87.8%、「未達成」が3項目で7.3%、「評価対象外」が2項目で4.9%となっております。

2ページをお願いいたします。

2、一般廃棄物処理事業の評価でございます。

まず、(1)基本指標でございます。区民1人1日あたりの発生量を指標としてでございます。

発生量が、平成24年度は702g、収集ごみ量が528g、そして、資源量は173gとなっております。収集ごみ量は14ポイントの減、発生量は15ポイントの減となっております。

リサイクル率でございますが、こちらは平成24年度につきましては24.7%ということで、0.3ポイントの増でございます。

グラフ等はお目通しをいただければと存じます。

3ページをお願いいたします。

(2)モニター指標でございます。こちらは処理経費を中心とした指標になってございます。

区民1人あたりの処理経費は、ごみが9,283円、資源が4,232円。1tあたりの処理経費は、ごみが4万8,135円、資源が6万4,023円となっております。

前年度比につきましては、お目通しをいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、別紙をお願いいたします。「リサイクル推進計画進捗状況一覧表」でございます。

それぞれの取り組み項目、41項目につきまして、「○」が新しい取り組みを実施した項目、「△」が取組内容を継続して実施している項目、「□」が取組内容を継続して実施したが未達成項目、「×」が取組内容の未実施項目、「-」が評価対象外とした項目でございます。主に「○」「△」を中心に、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、(1)重点的取り組み項目でございますが、こちらは柱が五つございます。

1枚おめくりいただきまして、項目3でございます。資源回収事業の継続でございます。こちらで新たな資源回収品目がございました。

表の一番下でございますが、(2)新たな資源回収品目の検討を進めるとでございます。使用済みの蛍光管を、平成24年11月・12月に拠点での回収の実施を行ったものでございます。回収量が1,047kgということでございます。こちらは新規の取り組みということで「○」をつけさせていただいております。

4ページをお願いいたします。

(2)継続する取り組み項目となっております。こちらも柱立てがでございます。

柱 といたしまして、発生抑制の推進という項目がでございます。

5ページをお願いいたします。

家庭での生ごみの発生抑制・資源化の取り組みといたしまして、家庭での生ごみ減量のために生ごみ処理機等への購入費助成事業を実施するとなっておりますが、こちらの助成件数やあっせん件数について、助成実績や推計減量より評価するとなっておりますが、実績が伸びなかったということで「-」になってございます。

それから、その下の段のエコパートナーシップ制度への参加ということです。こちらは、1)環境配慮や容器包装の減量に取り組む事業者との協定締結のシステムづくりを行うというものでございますが、既に事業者責任において自主的にごみの発生抑制に取り組んでいるという現状がございましてこの事業の必要性を精査し、取りやめをさせていただきましたので、「評価対象外」とさせていただいたものでございます。

続きまして、その下の段でございます。練馬区環境管理実行計画に基づくごみの発生抑制でございます。こちらは、1)練馬区環境管理実行計画に基づく発生抑制といたしまして、それを実施するとなっておりますが、排出量が前年度よりも増加したため、「-」になってございます。

6ページをお願いいたします。

再使用・再利用の促進でございます。2)大型生活用品リサイクル情報掲示板の活用を図るについては、掲示件数、成立件数などにより評価するというものでございますが、両方とも減少したために、「-」となっております。

8ページをお願いいたします。

区立施設でのリサイクルの推進でございます。こちらの2)区立施設における落ち葉のたい肥化を実施するとなっております。こちらは、平成23年度から落ち葉のたい肥化については、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の関係で実施を見合わせてございます。そういった経緯がございまして、評価ができないということで「-」になってございます。

主立ったところとして、「○」「△」「-」のご説明をさせていただきました。

ご報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

ただいまご説明をいただいたところの推進状況につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

委員

今、説明をいただいた2ページ目の基本指標の資源量のところですが、平成23年度より平成24年度の実績が下がっているということなのですけれども、これは資源の回収日時なのですけれども、前回、

うちの周りで回収している状況を見ますと、練馬区の手より1時間くらい前に、何か不審な車が資源物を持っていつているのです。ですので、この資源量の実績というのは、実際にはもっと多いかと思ひますし、今173gで、目標が198gに増やすということだとすると、不審な車を何とか除去するといふか、不審な車よりも前に練馬区の手で回収するなど、そういう対策をしない限り多くならない気がするのです。

会長

事務局の方から、状況と対策について説明をお願いします。

清掃リサイクル課長

今のは、古紙の持ち去りの件だと思ひますが、区には、区民の方から持ち去った車のナンバープレートなどの情報を頂戴してごひます。

古紙の見守りのパトロールもやっておりますして、通報をいただいた地区については重点地区として、特にそういった中でパトロールを、2パターンで分けて行ってごひます。一つは、区から委託をして、警備会社の方々に発生件数の多そうなところをパトロールしていただいているもの。もう一つは、古紙回収の事業者に、早朝の見守りパトロールを実施しており、持ち去られる前に、古紙の回収をお願いしているという状況がごひます。

1週間ほど前も、110番通報で住民の方からご連絡をいただいて、持ち去り業者に対して警告書を交付するなど取り組みはさせていただいているのですが、それぞれいろいろなところで出沒するので、重点地区として取り組みの強化はしておりますけれども、まだまだそういったことでの通報は後を絶たないという現状が一方ではごひます。

会長

どこの自治体も古紙の持ち去りに被害が出ています。事業者としては、どのようなことを考えておられますか。

委員

今、課長からお話があったように、我々、練馬区リサイクル事業協同組合で、石神井地区と練馬地区と、毎日1台ずつ、古紙の抜き去りのパトロールを行っております。

当初はパトロールのみということで、資源物の積み込み等は一切行わないで、抜き去り業者を発見し、追尾し、注意するということだったのですが、練馬地区でも1日に最低でも3台から4台、多いときには5台、6台という形で、ワゴン車ですとか、あるいは平ボディの普通のトラックですとか、このようなものに乗った者が違法に持ち去っているという状況があります。今は抜き去りの業者が回る前に、既に集積所に置いてある新聞・雑誌を中心に、先に回収させていただいている状況です。

会長

法令上、条例を改正して、持ち去り禁止という対応をされている自治体もありますけれども、練馬区の場合はいかがですか。

清掃リサイクル課長

練馬区の場合も、条例で規定させていただいておりますので、行政処分では氏名公表まで行えるようにしており、今年度につきましても、そこまでに至る方が出ている状況がごひます。

委託でのパトロールも、一般の区民から見て資源回収とわかるようにステッカーを貼って、持ち去り業者と区別ができるような状況ではごひます。

会長

最近、GPSを導入して追跡するということが一部の自治体で行われていますけれども、この辺はどうですか。

清掃リサイクル課長

私どもは特別区、23区として、今月末にも会議があるのですが、やはりやるのであれば、23区全体という方向もございまして、今、検討を進めているところです。近隣の市町村等での状況を見ますと、個別に買い取る古紙問屋が判明するなど、効果は出てきているのかなと思ってございます。

ただ、区といたしましては、買い取る古紙問屋よりも、やはり持ち去りをする事業者自身が問題であろうと考えてございますので、その取り組みについては、GPSとは別に組み込んでまいりたいと思います。GPSはどちらかというと、持ち込んだ先の問屋さんを特定するというものなので、区としては、買い取り事業者を特定するのではなく、持ち去りをする事業者を取り締まるという視点で、やらせていただいている状態です。

会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

委員

二つほどございまして、一つは5ページのコンポストの問題です。

これは前にもお話ししたように、「 」というのは残念なのですが、実態はもう少し売り込みを積極的に図っていく必要があるのではないかと。特に石神井や大泉、あるいは関町の一部といったところに対しては、町会等の会合に積極的にこちらから打って出るということでPRされたら、少なくとも「 」が「 」くらいにはなってくるのではないかと。このままいっても、ますます減っていくでしょう。

というのは、一般家庭で、マンションでは不可能に近いし、よほどマンションによっても管理人等々が協力してくれる、あるいは持ち主が協力してくれるところはそれなりなのですが、逆に、マンションの場合にはスペースが限られるということで、コンポストの導入はやっぱり戸建て住宅が中心になるということを見ると、そういうところに積極的に行く必要があるのではないかと。

それから、もう一つ、大型の家具というか、生活用品リサイクルです、6ページですか。確かに「譲ります」「譲ってください」という、これも「 」になっている。やはりこれもPR不足ということで、区立施設の掲示板に「譲ります」「譲ってください」とありますが、これも少し中身を変えて、地区祭等に打って出るとか、先週行われました練馬エコスタイルフェア、練馬まつりと一緒に行われるわけですが、毎年、会場でリサイクルの家具を抽選で行っています。今回も、あの大雨の中でも、お目当ての家具を求めてくるファンがいるということを考えますと、この大型生活用品のリサイクルが「 」というのは、今のままでは次に評価してもやっぱり「 」になってしまうでしょう。やはりこれも打って出て、それなりの知恵とアイデアを出して、積極的に地区祭に参加していくとかということも今後考えていく必要があるのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。

生ごみ、リユース製品、両方とも行政についての質問ですので、よろしくどうぞ。

清掃リサイクル課長

まず、コンポストの関係でございますが、町会へのPRでございますが、町内会へチラシでの回覧というのを、年に1回ではございますが、お願いしてございます。また、町会によっては、ごみの減量に取り組みたいということで、コンポストがどういうものかというお問い合わせがあった場合には、

コンポストについての説明をさせていただいたりしているところが実態です。

ただ、委員がおっしゃられたように、まだまだそういった部分では、町内会のチラシでの回覧の回数といったものは、これからも検証しながら周知にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、大型生活用品のリサイクルの情報掲示板での活用でございますが、地区祭等ということでございますが、この部分につきましては、粗大ごみとはまた違いまして、地域の中でのリサイクルという視点で始まったものでございます。

減少の一つの理由には、始めた当初よりもリサイクルショップ等がそれぞれのまちの中にできたり、手軽にリサイクル商品を手にするお店ができていうところ、それから、ネットの普及によりまして、やはりそういったところでもいろいろな視点で必要と思われる方が情報の収集をしているということもあるのかなと思ってございます。

ただ、実際に、この中でやらせていただいています商品というのは、掲載させていただいて、その後、当事者双方でやりとりをしていただくということで、価格も含めて、いろいろなところでの課題もあるかと思っておりますので、この部分についても、今後、どうしていったらより効果的になるのかということも含めまして、研究を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

私は、5ページの区立施設での発生抑制が進んでいないという、ここは非常に大きな問題ではないかなと感じました。

大規模事業所については、廃棄物管理者を設置させて、検証をしたり立入検査をしたり、かなりきめ細かく指導・助言されていると思うのですけれども、肝心の区立施設で取り組みが進んでいないというのはどうでしょうか。まず、区立施設ごとに廃棄物管理者をきちんと決めて、そして、数値目標なども設定して、減量に取り組んでいくということが必要ではないのかなと感じましたので、その辺はどう考えておられるのか。

清掃リサイクル課長

平成24年度のごみ量の増加については、一番大きい理由が、震災の影響で平成23年度には事業の自粛がございまして、そういったことで、各事業で出しているごみというものがかなり減量されていたというところがございます。それが、平成24年度になりまして、元に戻ったということで、ちなみに平成22年度の排出量というのは1,894トンございました。そういったところの変化もあるのかなと思ってございます。

ただ、事業所責任ということでの排出量でございますが、平成24年6月から、清掃リサイクル課で一括して各事業所の排出量のチェックを行ってきているところがございます。そういった中で、さらなるごみ減量に向けて取り組んでまいりたいと考えているところがございます。

会長

ありがとうございました。

一時的な要因があったということのようですね。

委員

私から三点ほど教えていただきたいのですけれども、まず一点は、こちらの区の状況については大体平均値ということではわかったのですが、他区との比較では、そういう年度推移の中では何か変化があったのか。要するに、他区との平均の中では、都内の平均の中では、練馬区としてはどういう状況

になっているのか。

また、特徴的なところが、要するに地区的に、例えば、練馬区の中で特にここが遅れているとか、ここが進んでいるとか、そういうことがあったかなかったかということをお話していただきたい。

二点目は、先ほど、落ち葉のたい肥の問題をお話しされましたけれども、これらについてはいつ再開するのか。そういう見通しはどのようなのでしょうか。

三点目は、小中学校における環境教育という形でお話しされていましたが、こちらを見ていて、中身がちょっとわかりませんので、その具体的な内容について、どういう形での教育をされているのか。小中学の教育というのは、親に及ぼす影響、また、近隣に及ぼす影響といった、子ども同士、また、親同士という問題でも、非常に啓発活動につながるのではなからうかと思われまますので、この辺について、具体的にお聞かせいただければと思います。

会長

では、お願いします。

清掃リサイクル課長

まず、ごみ量の取り組みでございますが、平成24年度の一人一日あたりのごみ量は23区中1位でございました。一番少ないということです。前年度は2位でございましたので、取り組みとしては進んでおり、区民の意識が高くなっているということでございますので、23区の平均よりも良好な状況であるということでございます。

そして、地域によって排出量がどうなっているかということでございますが、ごみにつきましては、ルートで収集した後、清掃工場に全部入ってまいりますので、なかなか地区別というのは、排出実態調査でのごみの仕分けの状況とかはわかるのですけれども、ごみ量という形になるとなかなかつかみにくいところがございます。

それから、二点目の落ち葉でございますが、落ち葉につきましては、平成23年度、平成24年度は、国から、当然のことながら、自粛という形になってございますので、落ち葉の処理に困っている等々のものはご質問等々もありました。平成25年度でございますが、国からは「念のため、自粛をしてほしい」という通知に変わってはございますが、区では自粛をしているという内容になってございます。

それから、三点目の小中学校への教育ということでございますが、こちらは、子どもは環境学習といたしまして、小学校は4年生を対象として環境学習をしております。ごみの分け方や出し方、スケルトン車という清掃車を持っていきまして、どういった形でごみが集められていくのか、そして、どういう形で分別をしていけば、循環型社会が形成できるのかということをやっております。

それと、イベント等で親子連れの方々を対象に、ごみの分け出しクイズをして、その中で、実際の生活の中で、お母様方、お父様方が間違えて捨てていらっしゃるりとか、迷っていらっしゃるもののご相談を受けたりして個別具体的な事例で実際にお話しさせていただく中で、啓発をさせていただいております。

中学校となりますと、地域のリサイクルセンター等々と連携して、一部の学校ではそういったところでの循環型社会の形成に向けた環境学習にも取り組んでいるということです。

さらには、幼児ですね、保育園等にも、やはり同じような形での環境学習に取り組んで、紙芝居などで、ごみへの意識等々を高めていくため、日々取り組んでいるというのが現状でございます。

会長

ありがとうございました。

副会長、どうぞ。

副会長

まず、冒頭の説明で、別紙の1ページですね、「」「」「」「×」「-」のことなのですが、

改めて見ていて、「取り組み内容を継続して実施している」、「新規」、「継続実施」、これはいいんですが、次が、「継続実施したが未達成項目」、そして、「取組内容の未実施」、この辺はわかるのですけれども、この「 」と「 」の「継続して実施している項目」は、実施して、かつ達成したという意味なのですか。つまり、「 」は「継続して実施したが未達成」と。これが対応しているのですか。それとも、実際は単に実施していればいいのですか。ここのちょっと意味が分かり難いですね。

それと、7ページのところなのですが、資源の自主回収の促進のところ、廃棄物管理責任者を対象とした講習会を実施しているというのが4回で173名とあるのですが、これは対象数が一体何人ぐらい区内にいて、そのうち何人ぐらいが今回参加しているのか。これは継続的なものだと思うので、毎年蓄積されているでしょうけれども、その累計が何かがもしあれば、全体の中でどのぐらいの部分を占めているのかなというのをちょっと知りたいという意味で、聞かせてください。

同じような意味で、大規模建築物への立入指導が85件ということで、これも順繰り回っているのですが、区内で対象者がどのぐらいなのか、どのぐらいの割合なのか。あるいは累計が出ていれば、その数値を教えてください。

#### 清掃リサイクル課長

まず、別紙1の凡例のところでございますが、「 」というのは達成されているものでございます。そして、「 」については未達成という意味で、進捗評価のところコメントをそれぞれ載せさせていただきますが、そういった中にご説明させていただいているという内容でございます。

それから、7ページの廃棄物管理責任者を対象とする講習会ということでございますが、この部分については、事業者数については、申しわけございません、後ほどお知らせさせていただきたいと考えてございます。

それから、大規模事業者への立入指導を実施するというところでございますが、こちらにつきましては、清掃事務所で立入検査をしてございますので、清掃事務所からお答えをお願いしたいと思います。

#### 石神井清掃事務所長

石神井清掃事務所長です。

立入調査でございますけれども、1,000㎡以上の事業用の目的で使われている大規模建築物に関しましては、大体3年から4年で全事業所を回りたくて考えております。立入指導件数は、昨年度でいうと、3,000㎡以上が54件、1,000㎡～3,000㎡で85件に直接回り、その中で、現在の廃棄物の処理状況を確認するとともに、指導することがありましたら指導させていただいて、リサイクルや廃棄物の減量を図っているところでございます。

会長

よろしいでしょうか。

副会長

3、4年で大体一巡できるということでしょうか。それを繰り返しやっているという状況ですか。

会長

そうですね、どこの自治体も大体大きなところはそういう感じですね。

今、ご発言を求められましたけれども、一応、このPDCAサイクルのところは一旦終わりにさせていただきまして、議題がたくさんあるものですから、最後の資料3あたりのディスカッションのところでもた少し戻っていただいてもいいということにしたいと思います。

どうぞお願いします。ご発言ください。



委員

5ページの発生抑制についてですけれども、関町リサイクルセンターでは、メーカーからモデル機を買って、実際に展示し、PRをしております。また、コンポストもセンターで設置、実験しております。区民に一応説明するというのも現在しております。指定管理者が、春日町や豊玉リサイクルセンターと一緒にするので、できれば、3か所とも同じようなPRをすることによって、ごみの発生抑制についてのPRもできるのではないかと。

会長

ご意見ですけれども、行政で何かご意見がありますか。

清掃リサイクル課長

委員のご指摘のとおりだと考えてございます。

春日町でも実際にコンポストの実演をさせていただいています。豊玉ではチラシの配布等、講習会という形で、少しずつではございますけれども、取り組みはさせていただいています。

これからも回数等も含めて、また積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

会長

ありがとうございました。

それでは、次の議題(2)区政モニターアンケート報告のご説明をお願いいたします。

清掃リサイクル課長

資料2をお願いいたします。モニターアンケートの報告書となっております。

調査の目的は、一番下の段落のところに、「今回、区民の皆さまにご意見等を伺い、推進会議の審査の際の参考とするため、本調査を実施いたしました」ということで、お願いさせていただいております。今回の諮問事項に準じた形での何か資料をとということで、今回、アンケートを実施したものでございます。

調査期間は、本年25年7月1日より16日まで。

調査対象は、区政モニターの皆様、194名。

設問数が18問です。

回答状況でございますが、194名の方に送付いたしまして、153名から回答が返ってきて、78.9%という形になってございます。

事前にお配りをさせていただいておりますので、フェイスシートですね、男女ですとか、年齢、お住まい、それから、地域というところは、後ほど、もう一度、お目通しをいただければと思っております。

設問は4ページから始まってございます。4ページをお願いいたします。

2、設問に対する回答の集計ということで、設問に対して、人数と回答割合、それから、円グラフでお示したものの、それと、複数回答のものについては棒グラフで表にしております。

そして、右ページは、フェイスシートを使ったクロス集計で、どういった年代の方々がどの程度、どの項目にお答えいただいたかということで、あわせてごらんいただけるような形とさせていただいております。

1問目は、「資源やごみを出している場所を選んでください」ということで、通常、どこにお出しいただいておりますかというものでございます。

問2でございます。「古紙についてお聞きします」ということで、「望ましいと思う古紙の回収回数を選んでください」ということで、「現状のままでよい(週1回)」という方が130名で85.0%の回答でございました。

8ページでございますが、2-2「雑紙(メモ用紙ほどの小さい紙や小さい空き箱)などはどのよ

うにして出していますか」ということで、一つだけお選びいただきました。これが、「可燃ごみ」としてということが全体の54.2%、それから、一つ飛ばして、「古紙として」お出しいただいている方が64名で41.8%ということで、特に男性が可燃ごみとして出している割合が多くて、全体の66.2%だったという傾向が見てとれます。こういったことで、可燃の中に雑紙が入っているということがわかり、ごみの減量に向けての課題の一つのポイントかなと考えてございます。

10ページですが、それでは、どうして可燃で出したのですかという理由をお伺いしています。「雑紙の出し方を知らない」方、それから、「古紙の日に出すのは知っているが、分別が面倒」な方、これが全体で75%を占めているというのが現状ということが、アンケートをさせていただいた結果、わかったところでございます。

続きまして、12ページの間3でございます。「製品プラスチック（歯ブラシ、おもちゃ、バケツ、ビデオテープ等）はどのように出していますか」ということで、正しく分け出しをされているかということアンケートでとらせていただきました。正しく可燃ごみとして出されている方が全体の約6割という形になってございますが、その中でも容器包装プラスチックとして出されている方等もいらっしゃるって、なかなかまだ分け出しの正しい認識というところでは啓発活動が必要としては感じているところでございます。

問4でございます。「不燃ごみは現在、月2回集積所で収集を行っています。不燃ごみの中に約3割の資源となる金属類（なべ、やかん、フライパン、小型家電）が含まれています。この金属類について、今後の収集方法として、よいものを1つ選んでください」ということで、ご質問させていただきました。「現状のままでよい」という方が全体の41%ですが、その下の「不燃ごみと金属類を月1回、別々の日にする」、「資源として区立施設などの拠点で回収する」、「資源として週1回の飲食用缶の日に回収する」、この3件を合わせますと全体の55.6%。半数以上の方が何らかの形で資源として集めたらどうかというご意見を持っているというところでございます。新たな資源化の部分というところで、今後、より効率的に資源化できるものをどのように回収していくかということ、後の議題3のところでのご議論の参考になる資料かと考えてございます。

問5は、「分別に困っているものはありますか」ということで、これは実態を私どもで伺ったというもので、複数回答で残ってございます。やはりまだガスライター・スプレー缶・カセット式ガスボンベというものが多くはありますが、「残っているものをどうやって中をなくしたらいいですか」とか、いろいろなご質問がございまして。先週も収集時にガスボンベの関係で火災が発生したということもございまして、まだまだこちら正しい取り扱い方法についての周知が必要であろうと考えてございます。

問6は、「古着・古布、小型家電、蛍光管についてお聞きします」という質問で、「古着・古布どのようにお出しになっていらっしゃるでしょうか」ということで、この中で、やはり「拠点回収」が3割。「可燃ごみ」としてお出しになっているが約5割。可燃ごみとしてまだ5割の方がお出しになっているという実態がこちらから見てとれます。

それから、6-2は、「小型家電（9品目）は区立施設（9か所）に設置している「小型家電回収ボックス」で資源回収をしているのを知っていますか」というご質問をさせていただきました。こちらは、この調査時点では9か所でしたけれども、10月1日からは11か所に増えてございます。この中で、「資源回収を知っているので、小型家電回収ボックスに出している」という方は全体の22.9%で、「知っているが、不燃ごみとして出している」、「知らないで、不燃ごみとして出している」という方が全体の約55%になっているという形でございます。こちらについても、折あるごとにお知らせを出させていただいているのですけれども、まだまだ回収場所が増えてもご存じのない方もいらっしゃるって、分別がきちんとされていなかったりという実態が浮かび上がってございます。

6-3は、「蛍光管は区立施設で年2回程度、臨時で資源回収しているのを知っていますか」ということで、昨年度初めて施行させていただいたのですが、やはり1回目ということもあったのか、「知っている」とお答えになったのが全体の7.2%ということでございます。今年度は12月と1月に取り組みをするのですけれども、区報やホームページ、それからツイッターを利用しての情報発信を積

極的に取り組みまして、どの程度、周知が図れるかということも含めながら、周知方法をいろいろと考えていきたいと思っております。

続きまして、問7でございますが、ここからは3Rについてのご質問になってございます。「3Rという言葉を知っていますか」ということで、「言葉も内容も知っている」という方が全体の57.5%ということで、これは一般の数字からするとかなり高いもので、レベルが高いなと思うのと同時に、やはりこういったアンケートをお送りするときに、私どもの「ごみの分け方、出し方」のパンフレットなどを事前にお読みになってからお答えになっているという実態もございますので、これが区民全体の意識かという形になりますと、その辺のところは実態とすぐに結びつかない部分もあるのかなと、これは事務局として感じた次第でございます。

問8では、「物を購入や使用する時に、気を付けていること」ということで、アンケートをとらせていただいております。

8-2は、「再使用 リユース について」も、複数回答で、区民の方がどんな意識で日ごろ取り組んでいらっしゃるかというのをとらせていただいております。

8-3は、「再生利用 リサイクル について」ということで、こちらも複数回答で、「集団回収へ協力する」というのが圧倒的に多かったというのが実態として出ております。

問9は、「リサイクルの推進と経費のあり方について、どう考えますか」という設問もさせていただきました。「経費がかかっても推進すべき」という方が44.4%なのですが、「経費が増えるならば現状のままでいい」という方、それから、「その他」を合わせると、50%を超えているという状況もございました。

問10は、「家庭から出される可燃ごみの約4割が生ごみです。生ごみの減量やリサイクルについて、お聞きします」ということで、コンポストは先ほども話題になっていましたけれども、そういったこともアンケートをとらせていただいているところでございます。

問11と問12の部分につきましては、お目通しをいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの区政モニターアンケートのところのご説明に、何かご質問はございますか。

(なし)

会長

特にならなければ、次の議題3のところを参照しながらご議論いただくということで、資料3のご説明をお願いいたします。

清掃リサイクル課長

資料3をお願いいたします。机上に当日配布ということで、恐縮でございます。

更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みについてということで、主な項目立てを羅列させていただいております。本日はこの項目でご議論をいただければと思います。

1がリデュース(ごみの発生を抑える)ということで、表題の下の四角囲みの米印が、これまでの会議で議論された項目を挙げさせていただいているところでございます。2がリユース、3がリサイクルという内容になってございます。

3の(3)区が進める資源回収の推進ということで、新たな資源回収品目の設定についてということで、先ほどのアンケート等でもお話しさせていただきました雑紙、金属類、古着・古布、蛍光管といったものの新たな資源回収の取り組みの方法についても、この中でご議論いただければと思っております。

それから、普及啓発と環境教育の推進ということで、4番目に項目立てをさせていただいてござい

ます。

裏面をお願いいたします。

参考といたしまして、現在、練馬区が取り組んでいる主な内容ということで、リデュースの場合ですと、生ごみ処理機等への購入費の助成ということで、具体的な取り組みについてご紹介させていただいておりますので、ご議論する際のご参考にしていただければと思っております。

よろしくをお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

それでは、まずリデュースです。ごみの発生抑制。これの(1)は家庭でのごみの発生抑制。そして、(2)が事業所でのごみの発生抑制とありますけれども、このリデュースについて、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

家庭での発生抑制ということですと、やはり組成で見まして、可燃ごみの中に40%以上生ごみが入っているということで、生ごみの減量対策は非常に重要になってくるかとは思いますが、また、一番区が大変なのが、この生ごみ対策であります。

委員

生ごみ対策は非常に難しいと思いますし、現実的になかなか改善の余地があまりないと思います。

この辺では、先ほどのアンケートのところにも出ておりましたように、雑紙とかそういったものに対するリユースで、資源ごみとしてやる中で減らしていくような形が現実的かなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

会長

確かに雑紙は、生ごみに次ぐ組成で比率を占めておりますので、雑紙対策も非常に重要です。やはり、生ごみの発生抑制ということになりますと、やっぱり第一は水切りということで、これをきちんとやっていただくということ。それから、ここにも書いてありますけれども、まず食品を買うときに、適量購入という基本的なことからは始まると思います。そして、適量調理、食べ残しをしない。やはり、ライフスタイルできちんとごみ減量ということも考えながら、消費行動、それから料理をつくるという行動をしていくということに尽きるのかなという気がします。

委員

ご指摘はよくわかるのですが、実は最近、地震対策で最低1週間の食料は冷蔵庫に確保。これが、実は出ているのです。それぞれの考えでどう考えるのか。

なぜかという、直下型地震はいつ起こるか分からない。その際、行政も警察も消防も手が回りかねる。1週間は自分たちの努力によって、食料も水も確保してください。

スーパー業界も、そういうことで1週間分の食料はということでパンフレットをつくったのです。それぞれの兼ね合いというのが、実は大きな課題です。

会長

確かにそうですね。ただ、生鮮食料品について1週間というのは、これはちょっと無理だと思いますので、日もちのする食品で備えとすることにならざるを得ないのかなという気はします。水はもう絶対に蓄えておかななくては行けない。

それから、最近言われているのは賞味期限です。賞味期限、消費期限の違いが余りはっきりしていないようなのです。この辺をきちんと認識をして、対応していくということが必要ですね。

ほかにいかがでしょうか。

## 委員

従来から言われているとおり、水切りは絶対やるということを、再度やるべきだと思います。家庭から出るごみの40%ぐらいが生ごみと言われています。どうしたら実行できるのか、なかなか難しいと思いますが、先ほどから出ていますPRを再度徹底して、なぜやるかということを皆さんにお話しいただかないとなかなか水切りはやらないと思います。

あとは、食べ物を残さないというので、モニターアンケートにも出ていましたが、ばら売り、量り売りが増えると、過剰包装も少なくなり、包装材料も減量できると思います。必要なものだけ買うということになるので、実際の商売でそれをやると売量が落ちるということもあるかもしれませんが、ある程度必要なものだけ買うということになるのではないかと思います。

## 会長

副会長どうぞ。

## 副会長

生ごみの水切りは単純なことですけれども、一番減量効果があるのです。食品リサイクル法は、縮減といって水切りも広い意味で、リサイクル率にカウントしているぐらいですから。

ちなみに家庭生ごみの水分の割合を示すデータとして、よくごみの組成分析を自治体で練馬区でも行っているけれども、あのデータでいわゆる乾ベース、湿ベースは、すなわち水分を含んだ状態と含んでいない状態で組成分析をしている例があります。千葉県のある自治体は、清掃工場のピットの中に1回入れてしまったものを、そこから生ごみを拾い出して、あるいは一旦集めて収集したものを例えば清掃工場のプラットホームで広げて調べると、少し乾いた状態になるのでしょうか。すなわち乾ベースでやると8%、1割ないのです。湿ベースだと、生ごみは大体、30%から40%ぐらいですよ。乾ベースの場合、このように水分がなくなりますがこのことは、そこまで切れるということは逆に言えますので、家庭の排出段階で水切りをしていけば、半分以上の水が減ります。このことは水分がなくなる、そのことでごみが減る、すなわちごみが減量できる。お金がかからずにごみを減量できることだと思いますので、もっと進めるべきだと思います。

それから、賞味期限、消費期限の問題も、食料品をむだに捨てないという意味で、ごみの問題だけではなくて、今は食糧事情の問題とか、国際的にもいろいろ問題になっていますから、そういう点での視点からも、「もったいない」という意識も含めて、もっと積極的にいろいろな場面で取り組んでいいのではないかと思います。

## 会長

いずれにしても、生ごみの減量あるいは発生抑制の取り組みをするインセンティブがないというか、報われないです。それで、どういう良いことがあるか、そこが出てこないというのが非常に問題で、どうインセンティブを与えていくかというのが非常に重要なところかと思えます。

ここのところはよろしいでしょうか。

## 会長

では、次の2、リユースのところに入りたいと思います。繰り返し使うということです。再生品の利用促進も含めて、いかがでしょうか。

3のリサイクルと一緒に議論していただきたいと思います。資源として再生利用するリサイクルです。

(1) 区民が進める資源回収の促進。集団回収の充実。回収品目の拡大。(2) 事業者が進める資源回収の推進。店頭回収の普及拡大などです。(3) 区が進める資源回収の推進。これから、さらに資源回収率を高める工夫として、どのような取り組みがあるのかどうか。ここが今回の、さらなるごみ減量に向けた3Rの取り組みについてという、区長からの諮問にお答えする非常に重要なところか

なと思います。

重要な取り組み品目としては、雑紙、金属類、古布、蛍光管というものが挙げられております。さらに、集団回収登録団体とか、回収事業者への支援のあり方というものも含めて、どう資源回収を推進していったらいいのかという、非常に重要な課題です。これにつきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。

#### 委員

私は、雑紙は、どんなものが雑紙と考えられるのかということがよくわかっていない部分がありますし、一つは若い人たちが雑紙を入れる紙袋がないとおっしゃっているところもありますので、雑紙袋を配ったらいいのではないかなと。そういうことをやると、雑紙も資源になるのだという意識を与えられますが、ついつい私もさぼって、可燃ごみに入れてしまうことも多いのですけれども、やっぱりその辺のところは本当に意識が低いと思います。

もう一つは、いろいろな講習や、活動の中で、今、若者の意識として問題が出ているのです。

例に出しますと、私がやっているNPOでは非常に電話相談が減ってきている。要するに人としゃべるのが怖い、いきなり知らない人とお話するのが非常に嫌だなどです。若い人達が苦手とする方が多くて、隣同士でなら話をすることもありますが、ただし一旦、いろいろな形でうちとけますと、フェイス・トゥ・フェイスまでやるのです。だから、そこに至るまでの段階の中で、最初のアクセスというのが重要で、どうもここへきて急に電話相談が減ってきていますので、これからの若い人やこういった3Rの啓発運動を含めて、今後の取り組みにWeb等を活用させたらどうかと思っております。

#### 会長

ありがとうございました。

私もおっしゃるような、取り組みのきっかけを提供するような、一つの方策だろうと思います。雑紙袋を全戸配布する。その雑紙袋には、どういうものが雑紙かということを絵で印刷しまして、そういう取り組みというのは、恐らく雑紙リサイクルに取り組む人を増やすきっかけになるだろうと思います。大体、雑紙がリサイクルできるものである、リサイクル品目であるということを知らない人が随分アンケート調査でもいますので、ぜひこういう取り組みを私もやっていただきたいと思います。

#### 委員

そういう意味で、小中学校でこの題材を使った作文でも書いてもらったらいいのではないのでしょうか。環境イベントなどでも話題性につながると思います。

#### 会長

そうですね。環境イベントのときに配布するというのも含めまして、効果があるのではないかなと思います。

#### 副会長

私も、今の雑紙袋をつくるというのはいいと思いますね。これは経費がかかりますから、永続的な制度とする必要はないので、普及のために一時的にそれをつくるということで、それを1年とか2年ぐらい、期間を区切ってつくるということは、可能かなとは思いますが。

#### 委員

今、雑紙の話が出たのですけれども、我々の業界でも、今、雑紙の有効利用ということで、ワーキンググループを去年の12月28日につくりまして、それでいろいろと今、話し合いをやっているところなのです。ただ、雑紙の中には禁忌品が含まれるわけなのです。識別マークというのはいろいろあり

まして、それが統一されていないという現状があります。今みたいな形で全部雑袋をつくって、みんな雑紙で紙だからと入れてしまうと、これは禁忌品も入ることになりまして、我々業者の扱う品物の価格自体が下がります。

現状で、今、雑誌があるのですけれども、その雑誌の中に東京ルール1ですか、行政回収の中に雑紙が入っているものが、全部そのまま雑誌という形で流されているのですけれども、これは要するに雑誌と雑紙を分けるという形になりますと、価格自体が下がるのです。これは、今、メーカーの思惑に我々がはまるか、はまらないかという形で動いているところなのですけれども、この雑紙の識別に関しましては、もう少しいろいろと検討しなくてはいけない部分があると思いますので、余り慌てず、周りの状況を見ながらやった方が私はいいいのではないかと思います。

会長

確かに禁忌品が雑入するという非常に大きな問題がありますので、だから先ほどの紙袋には、禁忌品でこういうものを入れては絶対だめですよということは、きちん并表示する必要がある。

委員

そういうものがあるということは初めて知りましたが、要するに一般の人は全然わからない。ですから、どこかに表示させるようにする必要があるのではないかと思います。仮にそういうものがあって、使いたいものがあるということも必要なのです。

私どもの家でも、紙かプラスチックか、いつも迷うのです。書いてあるから助かっておりますけれども、書いていないメーカーは非常にわかりにくいです。メーカーに必ず材質を表示する癖をつけていただくような運動もひとつ大事ではないかと思います。

会長

雑紙以外も含めまして、いかがでしょうか。

委員

(3) 区が進める資源回収の推進の中に、金属類とあります。先ほどのアンケート調査の中の14ページで、金属類でなべ、やかん、フライパンというのが含まれているというところがあるのですけれども、前の会議でも何回か私は出したと思うのですが、なべ、やかん、フライパンの回収ですが、今は大体不燃物で回収されているとは思っています。

ところが、練馬区のホームページを見ますと、練馬区資源循環センターで、なべ、やかん、フライパンの回収できるもの、ほうろく、要するに一般家庭で使う調理器具ですか。それを現状では、持ち込み可能という形で拠点回収とうたっているわけです。

これははっきり言って資源物ですから、我々の回収業者の施設も、こういうところに載せていただいて、区民の方が普段でもリサイクルできるようなシステムをつくった方がよろしいのではないかと思います。

それと、今、区でマンションの集団回収を進めているのですけれども、それにマンション等によく金属関係が粗大ごみ処理シールを貼らなくては持っていったもらえないような、例えば自転車だとか、そういった類のものが結構出るので。それも、要するに拠点のルート回収みたいなものをつくっていただいて、我々業者にやらせていただければ、それも新たな資源回収、集団回収の一つになるのではないかと思います。

25年前の集団回収というのは、東資協の練馬支部というのがあったのですけれども、練馬区全域を網羅してやっていたのです。そのころは、びん、金属、古紙・古布、ありとあらゆる再生できるものをやっていたのですが、古紙の価格の下落とともに崩壊しまして、今に至っているわけなのですが、昔のことを考えてみれば、できることはまだまだあると私は思っていますので、ひとつ頑張っていきたいなと思っています。

会長

ありがとうございました。区民の方が民間の事業者さんのストックヤードに持っていくと。そのときに、分別をきちんとしていただいて、買い取っていただくといいますが、ちょっとトイレトペーパーを差し上げるでもいいと思うのですけれども、何らかのインセンティブがあるといいかなという気はします。

今、一番リサイクルする上で欠落しているのは、インセンティブなのです。その辺の工夫が必要かなと。

委員

現状、一般の方でもアルミ缶、それから、なべ・やかんを持ってきます。ちゃんと買い取っていますから、微々たるお金ですけれども。

委員

直接関係ないかもしれませんが、資料1の基本指標の2ページ目のところに、持込みごみ量が増えていますね。平成23年度、平成24年度の比較で。これはほとんど資源関係のごみなのでしょうか。

清掃リサイクル課長

この持込みごみ量というのは、資源ということではないです。一般の事業者から排出されて、直接持ち込まれた量ということでございます。

会長

今のところで、せっかく2ページに出ていますので、練馬区のリサイクル率です。平成24年までは上がってきているのですね。他区を見ますと、大概の区が落ち込んでいるか、せいぜい横ばいという状況です。だから、これはすごいなと思います。

他区だけではなくて、大体どこの自治体も持ち去りというところもありますし、今、停滞している。全国的にもリサイクル率が直近の環境省の発表しているものでは、2011年だと思いますけれども、少しリサイクル率が落ちていきますね。そのような状況です。

委員

私の方から、このアンケート報告書の中の32ページの問9のリサイクルの推進と経費のあり方について、この辺が非常に気になっておりまして、これに関して、区ではどういう捉え方をされるのか。今後の取り組みにこういうことはどう影響するのか。その辺の見解について教えていただければと思います。

清掃リサイクル課長

区といたしましても、やはりリサイクルの推進は、非常に循環型社会の形成には欠かせない大切なものだと思っています。ただ、その一方で、経費ばかりがかかって、資源化がなかなか進まないという費用対効果の部分を見ていかなければいけないだろうと思っています。この辺は、区民の皆様方の意識、資源に対する意識の持ち方と、微妙にリンクする部分もあるのかなと思っています。財政状況が潤沢にあるわけではなく、限られた中でいかに効率的に資源化を図っていくかというところが一つ大きなテーマになるかと思っています。

小型家電を例にとりますと、区としてはまず9品目決めました。どうしてかといいますと、やはりその9品目の資源化率が非常に高い。要するに、回収コストをかけても、ある程度、資源化ができるという、多いものというところで選んでいったというところがございます。これが徐々に進んでいって、その後広がっていけば、また違った形にもなっていくであろうということもございます。

ただ、限られた財源の中で、どの程度できるかという中で、区民の皆様と協働で進められる部分、



それから実際に経費をかけなければ進められない部分。これからより一層精査をしていく中で、その辺の種々選択を迫られていくであろうと思っております。そういった意味でも、今回のこの諮問に関する皆様方のご答申というのは、私どもにとって一つの大きな方向になるのではないかと考えているところでございます。

会長

いかがですか。

委員

(3) 集団回収事業者への区の支援について。今年も、組合としまして、行政に業者支援をお願いしますという要望を持っていきました。ちなみに参考までに、我々の業界は1キロ11円。最低で11円。そして、1日、2トン800キロぐらいの量を扱わないと、生活レベルに達しないという資料を持っていきました。

現状で、今、問屋さんが仕切る平均的な価格は、1キロ10円を切っているのが現状なのです。他区によっては、ある程度のラインを設けまして、それより下がった場合には、業者支援という形で1円とか2円とか出ている区もあります。

練馬区も、せめて税金を払っている区内業者ぐらいには、何らかの施策で支援を考えていただきたいと考えています。

会長

どうぞ。

委員

今の回収業者に対する支援。これは全く同感です。集団回収を進める意味でも、それから全体のごみ減量、あるいは練馬区全体の費用の軽減ということからも、やはり業者に対する視点。今は、業者に対する視点というのは、古布が1キロ6円ということなので、その結果として、やはり古布の集団回収の扱い量というのは急速に増えているということがありますので、その点からも、これは絶対必要な条件だろうと。

同時に、集団回収をやっている団体に対する1キロ6円の補助も、既に10円というのが23区でもかなり増えてきたわけでございます。そんなことを考えると、これも10円にアップする。さらに、それによって集団回収を促進するということが重要ではないかと思えます。

それと、小型家電の問題ですが、これは始めてからかなり年数がたちます。たしか3年か4年、もう少したつと思うのですが、それでもまだ資源回収を知らないというのが、アンケートで45%もいると。これはやっぱり問題だと思います。

なぜかという、今の小型家電の集積所が、いわゆる区の施設に限られているということ。これも、ほかのライターと同じような感じで、収集方法を考える。あるいは先ほどから出ている、不燃ごみの中のなべ、やかんの類。これもあわせて、一旦、一度回収のあり方というのを前向きに変えていくような形の答申を出すべきではないかと思えます。

会長

ありがとうございました。

副会長

経費の問題とも絡んできますけれども、この資料3の項目でいえば、事業者が進める資源回収の推進の3の(2)に「店頭回収の普及拡大」というのが例としてあります。

いわゆる東京ルールで、店頭で回収されたペットボトルを区が引き取るという形のシステムが今年

度いっぱい終わると聞いていますが、この状況に対応して、何か区ではお考えになっているのかどうか。

というのは、店頭回収というのは、今の東京ルールの下で進められてきた店頭回収ではなく、広く店頭回収そのものをもう少し拡充していくということは、これから考えていっていいと思うのです。その中には、今、お話にあった小型家電や何かの回収場所を増やしていくということ、これも共通していると思いますが、つまり行政の収集という形が柱としてありますけれども、それだけでなく回収形態の多様化ということの中で店頭回収、これはある意味事業者責任の回収という形になりますので、これを増やしていくことによって、区側の費用の削減にもつながっていくでしょうから、こういった方向、つまり事業者回収の多様化、店頭回収の多様化ということ、やはり区としても考えていくべきではないかと思います。その辺については、どの程度まで見通しなりお考えなのか、改めてここでお聞きしたいと思うのです。

それから、もう一つそれとも関連して、この1(2)レジ袋の有料化の促進ということがありますが、一部のスーパーでは有料化が始まりましたね。この有料化を促進するという事は、行政としてもいいことなのでしょうが、この有料化に今取り組みが始まった大手スーパー、まだこれをしていないところもあるところは多いですけども、こういった有料化したスーパーに対して、何か区は特に支援という語弊があるのですけれども、もっと広げていきたいとしたら、バックアップするなど。個々の企業をバックアップするという意味ではなく、そういうシステムをバックアップするという考え方ですね。ある意味では、結果として企業のバックアップになるかもしれませんが、もう少し考えてもいいのかなと。その辺のお考えはどうなのか。

#### 清掃リサイクル課長

まず、一点目の店頭回収の件でございます。

店頭回収に関して、行政の引き取りがなくなるということではございますが、これは23区全体のお話でございますけれども、拠点として利用している地域もございまして、そういったことに関係なく、区の独自のところでやっているところなど、地域差がございまして、ただ、区といたしましては、そういった地域の中での役割を含めまして、事業者に聞きますと、「そうはいつでも、うちはこのまま継続してやっていきます」とか、それぞれやはり地域特性、それから事業者さんの性格、それから資本の規模等々によってさまざまでございます。そういった中で、より区民の方がお出ししやすいものというのは一点ありますけれども、あとは事業者責任において、「もう独自のルートで確立していくよ」というところについては、もちろんこちらもご相談に乗り、金銭的、経済的ということではなくて、技術的な支援も含めて、助言等はしていくという方向に流れております。

また、秋に、こういった事業者の大きな本部との懇談会等々も、23区として考えてございます。そういった中で、実際に今後どういう方向に進むことが、一番いいのであろうかというところは、やはり現場の声を聞いてからということもございまして、そういった形で今動き出しているところが現状でございます。

次に、レジ袋の関係でございます。

区としての支援とすれば、普及啓発の中で「レジ袋を使うのをやめましょう」ということで、区民の方にいかに意識をお持ちいただくかということでの啓発活動をより充実させていくことです。それについては、環境学習の中で、小さいお子様が学んできて、家庭で土日にお買い物に行くときに、ちょっとそんな会話が出るとかといった形での普及啓発活動を進めさせていただいているというのが現状でございます。

そういったことでございますので、有料化の部分について、独自に私ども区で何か手厚くということではなく、一般的に、全体的にということに、今、その部分についてはとどまっているという現状でございます。

#### 会長

ありがとうございました。  
この古着・古布のところで、何かありますか。

委員

会長、ちょっとよろしいですか。今のご意見に対して、ちょっとよろしいですか。

今の課長からのお話の中で、確かにいろいろ区がいろいろなもち方をするのも、副会長のご提案のお話の問題かもしれませんが、副会長の提案を私はすばらしいと思ったのです。

やはり、何らかの形で、減量費とかそういった形で、いかにごみの減量をするのに協力したかという形の表彰とかもできるのではないかと思います。それで、他の同業者に対してインセンティブになるような、こういったある一つの商売云々ではなくて、客観的に見て、ごみ減量に努力したと。このような形でごみが減ったのだというものを、取り上げてやる必要があるではないかと思いました。

会長

ありがとうございました。

委員

古着・古布についてですよね。二つあるのですけれども、一つは、リサイクルマーケットの推進ということで、練馬区でも日曜日の午前中に公園を使って、リサイクルマーケットをするのを推進されているというのは知っているのですけれども、日曜日の午前中の決まった公園という形で、やっぱり行ける人が限定されてくると思います。以前、会長がおっしゃっていたように、例えば杉並区だと「あんさんぶる菘窪」というところがあって、そこにリサイクルマーケットというか、常にリサイクルできるもので、子どもの古着とか大人の古着もあるのですけれども、そういうのが置いてあるところがあります。そういうふうに常に置いてあれば、例えば、「あんさんぶる菘窪」というのは、区の手続とかができるところなのですけれども、そういうところに手続に行ったついでに、ちょっと寄って、買いたいというものもありますし、要らない物を持って行って渡すということもできると思うのです。そういう形で、練馬区でも、常に区の施設に行けば、古着の自分が要らない物も持っていけるし、欲しいものが買えるというのがあっていいなと思います。

あと、これはもうあげられないな、着れないなと思うような服とかに関しては、今、リサイクルセンターなどで決まった日時に回収があると思うのですけれども、やはり集積所で決まった曜日とか、月に1回でもいいと思うので、集積所回収でもらえれば、もっと出しやすくなるのではないかと思います。

会長

ありがとうございます。

確かに問6のアンケート調査の結果を見ましても、拠点回収を利用されている方が3割にとどまっていると。半数の方が可燃ごみとして出されている。やはり、ちょっと拠点回収では出しやすさということで、ちょっと限界があるような結果が出ています。

委員

私も同意見です。

会長

ありがとうございます

委員

古着・古布などは、季節の変わり目とかは家族が多ければ多いほどいっぱい出たり、家族の年齢層

とか、体の状態の変化によって、今まで着られていたけれども、着られなくなってしまったというものはかなりいっぱい出るのです。けれども、持ち運びというのが厳しくて、自転車に乗せて2回も3回も月2回の収集のときに行ったりはしますけれども、それが結構、拠点の集積所まで持っていく距離が短ければ、2回でも3回でも行くのですけれども、やっぱり自転車でというと、行き帰りとかを考えるとやっぱり厳しくなってしまう。それで、可燃ごみにしようがなく、「もったいないな」と思いながらも、出してしまうという現状が確かにあるのです。

あと、子ども服などは、子育て広場みたいなところに、若いお母さんとかが来て仲よしくなると、信頼関係ができて、「交換しよう」とみたいなことをスタッフがかもし出せれば、自然と循環できるみたいなところもあるのですけれども、そういう場を提供する機会をつくっていけば、回っていくのではないかなという思いはあります。

会長

ありがとうございました。  
ご意見があれば。

#### ○委員

古着・古布の場合、この拠点回収と集団回収を合わせると、可燃ごみと処理しているのとはほぼ同数になる。古着・古布の特徴として、衣替えのシーズンに集中するという。それから、引っ越しのときに集中するという。出す方も、その都度ではなくて、まとめて出してくる。その結果として、運ぶのに大変なのです。高齢化が進めば進むほど、運ぶのに拠点まで持っていけないということで、これはやはり集団回収のところというのが3番目にあるわけですが、それをドンドン増やしていく。古着については、業者の方にも支援があるわけですから、集団回収を取り扱っている業者からも、さらなるPRをお願いしていくということで、一步一步進めていかざるを得ないのかなと。リサイクルセンターに持っていくというのは、全体的な件数からいったら、どうしても限られてしまう。こういう仕組みだと思えます。

会長

ありがとうございました。

蛍光灯です。これについては、22ページです。昨年、初めて試行されたということのようですけれども、これの認知度は非常に低いという結果が出ております。3項目のところ、臨時で資源回収をしているのを知らないので、不燃ごみとして出しているという方が66%もおられると。4番目の資源回収をしていることも知らないし、分別方法も知らないという方も合わせますと77%、その他も合わせたら、もう8割以上。せっかく区でやっておられるのに、これは大きな問題だなと思えますが。

委員

これは、前任の課長の課題で、私も相談を受けて、11月、12月に昨年やったのです。何でそんな時期にやるのだと。年末の大掃除が終わる12月、1月にやるべきではないかということをお願いした。ところが、もう既に計画が決まっていたということで、今年は12月、1月と伺っておりますので、昨年よりは周知徹底すると思えますが、やはりPRが不足しているということの一言に尽きます。

それから問題は、蛍光灯を、例えば近所の地区区民館まで持っていきますが、結構大掃除だと大量に出るのです。それで、大量に出て、運搬にかなり神経がいるのです。乱暴に扱おうと割れてしまう。割れたものは受け取らないと。去年は結果的に受け取りましたけれども、そんな問題もあるので、実は蛍光灯はやってみると意外に手間暇がかかります。

会長

それと、拡大生産者責任の考え方というのは、この商品については本当に必要ではないかと私は思

います。今はコード類にしても、蛍光管にしても、新しく買うときに古いものを持って行っても、事業者さんからお持ち帰りくださいと言われるよね。このところで、蛍光管を回収するボックスを電気屋さんが置いてくれたりすると、本当にこれは排出しやすくなるのですけれども、なかなかそのところというのは、行政にお聞きしますけれども、やはり協力を得るのはなかなか難しいところがあるのでしょうか。

#### 清掃リサイクル課長

練馬区ということで考えますと、個別に店舗でやられていらっしゃる場所もあるようですけれども、全体的な取り組みになっていないというところが大きい要因だと思います。

昨年度試行で回収を行い、今年は12月、1月に行います。区民の方に周知をしていく中で、その蛍光管の取り扱いの意識が高まっていく中で、回収方法についてもより効率的にということで、例えば拠点とするのか、先ほど割れたらというお話もございましたけれども、割れたものも回収はさせていただきます。ですので、そういったことで、まず制度を事業の性格も含めてご理解いただいた後、その先どうするかなというところかと思っております。

#### 委員

それから蛍光灯です。一口に言いますが、長さが全部ばらばらだと。それから、丸いのもあると。だから、これを持っていくのに本当に大変なのです。その辺は何か工夫が必要ではないかと思えます。

#### 会長

確かに、彩の国資源化工場がありまして、そこで事業者さんのリサイクル現場を見せてもらったこともあるのですけれども、きちんとしたリサイクルをされているのです。そこまでどういうルートで持っていくかが、自治体として大きな問題になるのかなと思います。

全体的なことでも結構ですので、ご意見がございましたらお願いします。

#### 委員

いろいろと各委員のご意見を伺っておりますと、もっともだなと思うことがありまして、ちょっと私もお話をさせていただきます。

事前に資料を読ませていただいて、自由意見のところなのですが、44ページの真ん中あたりの七つ目ですが、小型家電、蛍光管、金属類などをまとめて同じ場所で回収していただけるとうれしいです。そういう場所を増やしていただき云々と書いてあるのですが、大変これは生活者の立場からすると、本当にもっともなことで、何かを持っていきたいのだけれども、結局どこに持っていったらいいかわからない。

私自身、区内に住んでいないものですから、そういうこともあって不勉強ですが、拠点回収、それから区の施設での回収、また定期的に、先ほどの蛍光管のようにやっていることはわかっているのですが、具体的に一つひとつが全部同じところに持っていけば回収していただけるのか、あるいはそれぞれに回収場所が違うのかということがわかりにくいですね。恐らく区民の方も何か出したいというときに、カレンダーとかを見れば全て載っているのかもしれないのですが、いざ自分が出したいときに、さて、どうするというときには、困ったときには何を頼りにすればいいのだろうかというところが、いまひとつ私自身だけなのかもしれないのですけれども、わかっていないですね。いろいろな回収の仕組みが整いつつあるということは、こういう会議に参加しておりますとよくわかるのですが、それが一人ひとりの区民の方にどこまで浸透しているかということ、アンケートを拝見しますと、よく浸透している部分もあれば、なかなかまだこれからだという部分もあると思いますので、そこを困ったときにはここさえ見ればわかるというような、カレンダーなりチラシなりそういうものを、私のようなずばりな人間なものですから、困ったときには「ここだ」みたいなものを、ぜひお考えいただくと

大変ありがたいかなと。生活者としての意見でございます。

会長

ありがとうございました。  
いかがですか。

委員

今、委員がおっしゃったような状況というのは、非常によくわかるわけございまして、一般の区民の方々が、適正に処理する、廃棄する仕方がよくわかっていないというのは、本当に数多くございます。例えば可燃の回収日にボンベが入っていたとか、何か自分の手元から早くなくしてしまえばいいやという気持ち先立ってしまって、分別とかそういうルールを守ると意識が、非常にまだ高い方もいらっしゃるのですけれども、大半が低い方が非常に多い。その辺をどう引き上げていくかというのが、具体的な策として、そういうふうに引き上げていくかというのが、やっぱり一つの今後のテーマでもあるのかなと思っております。

会長

ありがとうございました。  
次の4、環境教育の推進と普及啓発のところに入りたいと思います。  
環境教育の推進、普及啓発事業の推進ということになります。

委員

環境教育の推進と普及啓発ということでございますが、清掃リサイクル課の方からふれあい環境学習の話がありました。

こちらは大変有効な学習となっております、4年生の社会科の学習でごみの問題、リサイクルの問題とやるのですけれども、やっぱり教科書とか副読本といった紙ベースの写真等ではなくて、やっぱり生のものを見て、実際に分別の仕方を学習してというような、体験的な学習を区の方からも勉強してやっていただけるということは、大変有効なものです。

子どもたちも、「なるほど」といった形で、そういった学習を家庭に持ち帰って、自分のお家の分別に対して、お家の方の啓発にも子どもを通してやっていけているような場面も、私もこの3月まで教員をやっていたのですけれども、実際にありました。ということで、こういった事業は、ぜひ続けていただけたらと思っております。

また、環境作文の取り組みについて、委員からもありました。こちら結構、夏休みの課題として提供されているのですけれども、ただ、雑紙に特化するというのは、テーマの一つとして出すことは可能だと思うのですけれども、それに対して子どもたちがどこまで問題意識が持っているかということもあるので、家庭の問題意識も含めてなののですけれども、そういったものがしっかりと、充実した作文としてあらわれてこないの、多分コンクールということなので、予選のところ落ちてしまうような部分もあります。今後、その雑紙について、区全体として重点的に取り組んでいくとか、そういったところの何かの暁には、学校としてもそういったものをふれあい環境学習の中で、子どもたちに雑紙のことをお話ししていただきたいと思っております。

また、総合的な学習の時間として、各学校は循環型の取り組みに関連して、リサイクルの学習を学年に応じてやっています。これは、学校長の教育課程編成の中で、区に届け出てやっておりますが、こちらで強制的にやるというところではありませんけれども、かなり多くの学校が取り組んでおります。

ということで、今後、全教育活動で、国語の中で環境に関連した教材分を使って、それを読み取る中で、そういった意識を高める。算数の大きな数の中で、例えば二酸化炭素とかリサイクルのトン数とかを計算の中で求めるという、算数の教科書の中で実際に問題として扱っているところがあります

ので、そういった教科の学習の中でも自立するというか、取り扱いをしているところです。

会長

ありがとうございました。

環境教育関連につきまして総括的なご意見を当事者として出していただきました。

委員

関町リサイクルセンターでは、小学校・幼稚園などを対象に、「レジ袋NO」ということで、風呂敷教室などを毎年やっております。あと、4年生を対象とした、家庭から出る生ごみ、それと腐葉土を使った、生ごみリサイクル教室という小学校で、今年も2校やっているのですが、非常にいい効果が上がっていきまして、感想では給食の食べ残しをしないとか。あるいは、家庭に帰って、消費期限あるいは賞味期限切れのものを出さないということを母親と話をするとか、かなりごみに対する意識が高くなっています。

リサイクルセンターは3つある中で、関町だけが15年ほど取り組んでいるので、できれば学校の協力もあると思うのですが、区の方で三つのリサイクルセンターが歩調を合わせて啓蒙活動をやっていくようにすれば、かなり効果が上がるのではないかと。

会長

ありがとうございました。

区への要望を含めておりますので、何かコメントがありましたら、課長からお願いします。

清掃リサイクル課長

区には、今、3つのリサイクルセンターがございます。それぞれ豊玉、春日町とも形は多少違う場合もありますけれども、環境学習ということで、それぞれの地域の中に入って、児童館であったり保育園であったり学校であったりということで、環境学習については取り組んでいるという実態はございます。ただ、どうしても近隣のという形になっているところが現状ではございますけれども、少しずつではありますが、先輩の関町に追いつこうという形で今やらせていただいているところでございます。

会長

ありがとうございました。

全体的なことも含めて、最後に総括的なご意見を伺いたいと思うのですが、事業者の中でも、排出事業者であり、リサイクルでの取り組みとしてのお立場から、お願いいたします。

委員

今まで粗大ごみについて話が出てきていなかったもので、それについての意見と質問です。

粗大ごみを、資源循環センターに私も持ち込んだことがあるのですが、一人年数回、1回何個までと制限があるのです。それは何でなのかなと、考えてもよくわからなくて、更なるごみ減量とかリサイクルを目指しているのであれば、粗大ごみは、確か使えるものはまたほかの人に使ってもらえるような仕組みになっているので、その制限はできたらいいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

清掃リサイクル課長

制限があるということがございますけれども、その部分は、事業者が直接持ち込まれるというケースが結構あるのです。要するに事業者が例えば引っ越しとかで1軒のお家からお仕事を頂戴して、ごみも全部引き取りますと言って、そうするとそれというのは、本来であれば家庭ごみではなくなっ

ています。事業者がお仕事として引き受けていますので。そういったことの発生を防ぐために、事前にそういった形で制限をかけさせていただいているというのが実態でございます。

会長

事業所から出る粗大ごみは、産業廃棄物に入るものが多いですよ。ということで、私の学校でも研究室にいろいろなものがあって、引っ越しをするとかというときに、勝手にプリンターとかを出したりして、これはだめなのですね。自分の家庭とは違いますから。お金がかかる話でもありますし。ということで、自己負担させられるということもありますし、研究費で買ったものであるとすれば、これは大学の方から産廃ルートで処理をするということになるわけです。

ご審議いただいた本日の議論の内容を、12月には答申のアウトラインをまとめる作業に入るということになりますので、それに関連して、最後にどうしてもこれは言っておきたいというご意見がございましたら承りたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

委員

4番の環境学習についてなのですけども、小学生あたりにもっともっと、課外事業ではないですけども、我々の業界の現場、問屋さんとか、実際に選別している、現場をもう少し見ていただきたいと思います。

会長

ありがとうございました。

それでは、議題の3は何かございますか。

会長

特にないということですので、次回開催日について、事務局からお願いします。

清掃リサイクル課長

恐れ入ります。冒頭にスケジュールをご紹介させていただきましたけれども、次回でございますが、12月16日に開催を予定しております。

会場でございますが、19階の1903会議室になりますので、お間違えのないようお願いいたします。

また、近づきましたら、開催のご案内とともに、お知らせもさせていただきたいと思ってございます。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

次回の会議では、答申の素案に向けまして、今回出させていただきましたご意見を参考にして、骨子となるものをお示しすることになります。

それでは、これをもちまして、第7回循環型社会推進会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。